

農家に対する低コスト指標等を活用した経営分析の普及指導、自立経営農家に対する複式簿記記帳、経営改善指導の組織的推進等に要する経費並びに農業委員会の持つ農地・農家等の情報を効率的に管理・活用できる体制を整備するための農地基本台帳の電算化を推進するための経費である。

都道府県農業会議については、農地法によりその所掌に属せられた事項の処理に要する経費（会議員手当及び職員設置費）のほか、農業及び農業者に関する調査・研究、自立経営農家の育成、農業委員会委員等の研修、農業委員会の行う事務等への協力等に要する経費であり、1農業会議当たり平均国庫補助は、2,475万9千円である。

また、全国農業会議所については、農林水産大臣の諮問に対する答申、農業及び農業者に関する調査・研究及び啓もう・宣伝、国際活動の推進並びに都道府県農業会議及び農業委員会が行う自立経営農家育成のための事業の指導等に要する経費である。

なお、農業委員会数は、9年3月31日現在3,243委員会である。

第4節 農業協同組合等

1 農業協同組合及び同連合会

(1) 農業協同組合の現状

農協系統組織については、金融の自由化や他業態との競争の激化、農業をめぐる大きな情勢の変化の中で、農家組合員の負託に応え、その役割を的確に果たしていくためにも、事業機能の一層の強化と経営の効率化・健全化を図ることが緊急の課題となっている。

このような中で、農協系統組織においては、平成8年7月に、「JA改革の取り組み指針」を決定し、2000年に向けて、農協の広域合併構想の実現、組織二段に向けた県連と全国連の統合の推進、人員の削減、経営の効率化・合理化策、経営の健全化策等を推進していくこととし、更に平成9年10月の第21回全国農協大会においても、引き続き改革に取り組んでいく旨の決議がなされたところである。

また、政府においても、平成8年1月より農政審議会農協部会場で、農協系統信用事業を中心に今後の事業・組織のあり方について検討を行い、同年8月に「信用事業を中心とする農協系統の事業・組織の改革の方向」がとりまとめられた。これらを踏まえて、農協系統の改革の取組を制度面において支援すべく、これまで法制度上できないこととされていた農林中金と

信連との合併及び信連から農林中金への事業譲渡の途を拓く「農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律」及び経営管理委員会制度の導入等を含む業務執行体制の強化、最低出資金の導入等の自己資本・内部留保の充実、監査体制の強化等を内容とする「農業協同組合法等の一部を改正する法律」（いわゆる農協改革二法）を同年12月に国会に提出、いずれも成立、施行されている（一部を除く）。

現状を概観すると、9年3月31日現在における農業協同組合の数は単位農業協同組合が5,696（うち総合農協2,284）、連合会が489（うち全国段階のもの22）で8年度中に単位農業協同組合が289（うち総合農協188）、連合会が21それぞれ減少している。

8年度における総合農協の合併実績（8年度中に合併登記を完了）は63件であり、参加農協数は270農協であった。

8事業年度末現在における総合農協の正組合員の数は、542万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し1万3千人減少し、准組合員の数は361万人（団体を除く。）で前事業年度末に比較し9万4千人増加している。

(2) 農業協同組合の財務

7事業年度末現在における総合農協の財務状況は資金調達額（負債・資本の計）77兆5,598億円で、前年度比0.2%増加した。これら調達資金の90.6%は信用事業負債である。

資金の運用については、全体の91.7%である71兆1,265億円が信用事業資産（貯金、貸出金、有価証券等）であり、前年度比0.2%減少している。固定資産は前年度比3.2%増加し2兆7,044億円、外部出資は前年度比6.2%増加し1兆1,553億円である。

資本については、4兆91億円で、前年度比8.1%増加した。この結果、財務処理基準令に示す固定比率Ⅰ及びⅡはそれぞれ151.7%、158.0%となっている。

(3) 農協の各事業の概況

ア 信用事業

農協における8年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は67兆6,963億円（1組合当たり309億2,569万円）、貸出金残高は20兆5,934億円（同94億765万円）、有価証券（金銭信託及び買入金銭債権を含む。）は4兆4,226億円（同20億2,036万円）となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ0.2%、4.7%、▲0.1%となっている。

また、信農連における8年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む。）は47兆3,925億円（1信農連当たり10,084億円）、貸出金残高（コールローンは除く）は6兆1,271

億円（同1,304億円）、系統預け金は29兆5,471億円（同6,287億円）、有価証券（金銭信託及び買入金銭債権を含む。）は12兆4,832億円（同2,656億円）となっており、前年度末比の増減率は、それぞれ▲2.3%、▲34.6%、5.2%、5.2%、となっている。

イ 経済事業

8事業年度における総合農協の販売事業の取扱高は、5兆9,158億円となっており、そのうち主要なものは米1兆7,905億円（30.3%）、畜産1兆3,326億円（22.5%）、野菜1兆3,162億円（22.2%）、果実6,996億円（11.8%）である。

また、購買事業の取扱高は5兆623億円となっており、その内訳は飼料4,880億円（9.6%）、肥料3,914億円（7.7%）、農薬3,205億円（6.3%）、農業機械4,157億円（8.2%）、石油類6,355億円（12.6%）、食料品9,923億円（19.6%）、日用雑貨1,879億円（3.7%）、家庭燃料2,209億円（4.4%）である。

ウ 共済事業

8年度の共済事業における長期共済保有契約高（保障ベース）は、383兆2,098億円（前年度同期372兆8,842億円）、短期共済保有契約高（掛金ベース）は、4,400億円（同4,307億円）となっており、それぞれ2.7%、2.1%の伸びとなっている。

一方、共済金支払額は、長期・短期を含めた総額で、事故共済金9,431億円、満期共済金8,879億円、合計1兆8,311億円となった。

エ 医療事業

農協系統組織の医療事業は主として都道府県（郡）厚生農業協同組合連合会が医療施設を開設して行っており、8年度末現在では33都道府県で37連合会が設置されている。

同連合会の開設している医療施設数は114病院、53診療所であり、医療法上の公的医療機関の指定を受け農協の健康管理活動の補完を行うとともに、農村地域の医療機関として農家組合員及び地域住民に対し、医療の提供を行っている。

オ 営農指導事業

農協は、組合員の農業所得の向上を図るため、作目別の技術指導、農業経営の指導等を行う営農指導事業を実施している。

8事業年度末における1組合平均の営農指導員数は7.4人である。また、営農指導員のうち耕種、野菜、畜産等の作目別指導に従事するものが多く、農家の経営指導に従事するのは全体の約1割となっている。

(4) 農業協同組合等の検査

ア 農協等の事業・経営の健全性の確保

農林水産省及び都道府県は、農協等（農協及び同連合会、以下同じ。）の適切な事業運営を確保するとともに、不正・不当事件の未然防止を図るために、従来から農協に対する行政庁検査を実施している。本年度も最近における金融情勢の変化、農協の事業内容の多角化、複雑化等に対処し、検査対象農協の計画的な選定、一定の検査周期の確保、検査重点項目の設定、検査の事前準備の励行等検査の効率化等に努めたほか、事後確認検査等を通じて検査指摘事項の早期是正等に努めた。さらに、都道府県検査担当職員等に対する教育研修を実施し、検査技術等の向上を図った。

検査官等の人員（8年度）

本省 15人

地方農政局 34人（沖縄総合事務局1人を含む。）

都道府県 …人

イ 農協等検査実績

7年度における農協等に対する検査実績は、次のとおりである。

(ア) 農林水産省関係

	検査実施組合	延人数
全国区域の連合会等 (本省所管)	12	392
都道府県区域の連合会等 (地方農政局所管)	92	2,478
(イ) 都道府県関係		
常例検査	1,128	32,515
(総合農協)	1,105	32,237
(総合農協以外)	23	278
特別検査	157	3,662
(総合農協)	157	3,662
(総合農協以外)	—	—
その他の検査	3	67
(総合農協)	1	45
(総合農協以外)	2	22
合 計	1,288	36,244

2 農業協同組合中央会

(1) 農業協同組合中央会の事業

農業協同組合中央会は、農業協同組合及び同連合会の健全な発達を図るため①組合の組織、事業及び経営の指導、②組合の監査、③組合に関する紛争の調停、④組合に関する調査・研究等を総合的に実施している。

8年度の財務規模（一般会計予算）は、全国農協中央会にあっては37億2,897万円、都道府県中央会にあっては458億8,748万円となっている。

(2) 農業協同組合中央会に対する補助

農協中央会が実施する農業協同組合監査士による監査、監査の事後指導及び農協系統組織再編促進事業等に要する経費として、全国農協中央会に対して8年度5億7,035万円（農業協同組合相互扶助事業整備推進費4億6,275万円を含む。）を交付した。

3 農事組合法人

農事組合法人は昭和37年の農協法改正により、農業生産の協業化を図ることを目的とする農民の協同組織として制度化されたものであり、8年度においては6,764法人（前年度同期6,764法人）となっている。

このうち、農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を行ういわゆる1号法人の数は2,463、農業の経営を行ういわゆる2号法人の数は1,226、1号及び2号の事業を併せ行う法人の数は3,075となっている。

また、作目別にみると単一作目が6,036法人で圧倒的に多く、複合作目は728法人である。単一作目では、畜産（酪農、養豚、養鶏、肉用牛等）（2,328法人）、野菜（791法人）、果樹（679法人）等が多い。

4 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合は、農協、漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象として、職域における年金給付事業及び福祉事業を行うため、昭和34年1月に設立された我が国の公的年金制度の一つである。（8年度末対象団体数：9,833団体、組合員数：501,247人、年金受給権者数：278,162人）。

昭和61年4月には全国民を対象とした基礎年金制度が導入され、農林漁業団体職員共済組合は、厚生年金保険等他の被用者年金制度と同様、基礎年金の上乗せ年金として給与比例の年金を給付することとなった。

また、平成6年には、21世紀の超高齢化社会を活力ある長寿社会にできるよう各被用者年金制度と同様に60歳台前半の年金の見直し、給付と負担の見直し、在職支給の見直し等を主な内容とする改正が行われた。

このほか、公的年金制度の一元化については、平成8年3月の閣議決定において、「構成団体の組織整備の進展が制度基盤に与える影響を踏まえつつ、財政再計算時ごとに将来の財政見通し等の分析を行い、被用者年金制度全体の中における位置づけについて検討を行う。」こととされている。

5 農協に関する調査研究

(1) 一 斉 調 査

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その組織、財務及び事業の概要を調査し、統計表として公表した。8事業年度の各統計表の集計組合数は総合農協2,331、専門農協1,019、都道府県区域農協連合会236及び農事組合法人2,076であった。

(2) 経営分析調査

総合農協のうち187組合を抽出し、事業の部門別損益、経営諸指標の算出等組合の経営内容に関する分析調査を行い「農業協同組合経営分析調査報告書（平成7事業年度）」として公表した。

(3) 農業協同組合等現在数統計

農業協同組合、同連合会及び農事組合法人について、その現在数（9年3月31日現在）及び8年度における設立、合併及び解散の状況を調査し、公表した。

第5節 農業災害補償制度

1 概 要

農業災害補償制度は、家畜保険法（昭和4年法律第19号）と農業保険法（昭和13年法律第68号）を統合整備し、昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので、農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんし農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は、国の再保険を伴うものとして、農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済があり、国の再保険を伴わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的（対象となる作物等）は、表11のとおりである。

事業の実施体制は、農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が元受けを行い、組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会（以下「連合会」という。）の保険に付し、更に、その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている。なお、任意共済にあっては国の再保険が行われないが、そのうち建物共済については、連合会は保険責任の一部を全国共済農業協同組合連合会の再共済に付している。

また、連合会及び組合等（以下「農業共済団体等」

表11 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共 済 目 的 (対象となる作物等)
農作物共済事業	水稻, 陸稻, 麦
蚕 繭 共 済 事 業	春蚕繭, 初秋蚕繭, 晩秋蚕繭
家 畜 共 済 事 業	牛, 肉牛の子牛及び胎児, 馬, 豚
果 樹 共 済 事 業	うんしゅうみかん, なつみかん, 指定かんきつ, りんご, ぶどう, なし, もも, おうとう, びわ, か き, くり, うめ, すもも, キウイ フルーツ, パインアップル
畑作物共済事業	ばれいしょ, 大豆, 小豆, いんげ ん, てん菜, さとうきび, ホップ, 茶
園芸施設共済事業	特定園芸施設, 附帯施設, 施設内 農作物
任意共済事業	建物, 農機具その他上記以外の農 作物等

- (注) 1 農作物共済事業, 蚕繭共済事業及び家畜共済事業は, 原則としてその実施が義務付けられている。他の事業は, 地域の実態に応じて実施できる。
- 2 果樹共済事業には, 果実の損害を対象とする収穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。
- 3 指定かんきつとは, はっさく, ぼんかん, いよかん, ネーブルオレンジ, ぶんたん, たんかん, さんぽうかん, 清見, 日向夏, セミノール, 不知火及び河内晩柑を総称したものである。
- 4 特定園芸施設とは, 施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設(雨よけ施設等)をいう。また, 附帯施設及び施設内農作物は, 特定園芸施設と併せて加入することができる。
- 5 任意共済事業は, 農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり, 国の再保険, 共済掛金国庫負担等を行われていない。また, 任意共済事業として現実に共済目的になっているものは, 建物と農機具のみである。

という。)の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため, 農業共済基金(農業共済基金法(昭和27年法律第202号))に基づき設立。国の出資38億円, 連合会の出資18億円)が, 農業共済団体等に対し, 保険金等の支払財源が不足する場合等に融資を行っている。

2 制度の運営

(1) 平成8年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた措置

平成8年は, 4月から5月中旬にかけて全国的に気温が低く, 特に, 北日本ではその後8月上旬ごろまでは低温, 日照不足気味に経過したが, その後天候が回復したため農作物全般の作柄は全国的にはまずまずであった。

しかし, 春先の低温をはじめ, 5月及び7月の各地

における降ひょうや, カメムシの大発生により各地で果樹等に被害が発生したほか, 台風の上陸や接近による被害が果樹, 畑作物, 園芸施設等に発生した。

これらの被害に対し, 損害評価を迅速, 的確に行い共済金の支払いを早期に行うよう農業共済団体等を指導した。

また, 水稻及び麦については, 台風による風水害や収穫期における降雨等により品質低下がみられた10県(水稻2県, 麦8県)を対象として「損害評価に関する特例措置」を実施し, 被害米又は被害麦を減収とみなす措置をとった。

(2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会(会長佐野宏哉)は, 農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており, 農業災害補償法, 森林国営保険法(昭和12年法律第25号), 漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)及び漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)により, 当該審査会の権限に属させた事項を処理することとされている。

農林漁業保険審査会には, 森林保険部会, 農業共済再保険部会, 漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれているが, 8年度における開催状況及び議題は次のとおりである。

ア 9年1月27日 農業共済再保険部会

「農作物共済掛金標準率の算定方式について」

「園芸施設共済掛金標準率の算定方式について」

イ 9年1月29日, 30日 農業共済再保険部会薬価基準小委員会

「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準及び薬価の算定方法について」

(3) 農作物共済及び園芸施設共済の料率の

一般改定並びに家畜共済の料率の全面改定

料率改定期に当たる農作物共済及び園芸施設共済の共済掛金標準率の算定方式について, 農林水産大臣が農林漁業保険審査会に諮問したところ, 諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け, 農作物共済については9年2月14日付け農林水産省告示第233号, 園芸施設共済については9年2月14日付け同第235号をもって共済掛金標準率等が告示され, 農作物共済については9年産の水稻及び陸稻並びに10年産の麦から, 園芸施設共済については9年4月1日後の引受けに係る共済関係から, それぞれ適用することとされ, また, 消費税率の引上げに伴い, 家畜共済の診療点数表及び同付表薬価基準表が改定されることから, 9年4月1日後の引受けに係る家畜共済の共済掛金標準率についても9年3月19日付け農林水産省告示第401号をもって全面改定が行われた。

(4) 家畜共済の診療点数表及び

同付表薬価基準表の改定

平成9年4月1日からの消費税率の引上げ、並びに新種医薬品の開発並びに価格の変動等に対処するため、家畜共済診療点数の本表及び同表の付表の薬価基準表が9年3月17日付け農林水産省告示第393号をもって改定され、9年4月1日以降の診療から適用することとされた。

ア 診療点数表の改定

診療点数表の本表は、診療の実態等に対処するため、家畜共済の料率改定に合わせて3年ごとに改定を行うこととされている。本年度はその改定期ではないが、9年4月1日より消費税率が3%から5%に引き上げられることに伴い、その引上げ分を診療点数（診療技術料点数（B-A種点数）及び医療用直接費点数（A種点数））に適切に反映させるため、全面改定が行われた。

イ 薬価基準表の改定

薬価基準表については毎年全面改定を行うこととされており、今回は消費税率の改定に加えて、前回の改定後の新種医薬品の開発及び薬価の変動等に対処するため、農林漁業保険審査会農業共済再保険部会薬価基準小委員会が開催（9年1月29、30日）され、その答申を受け、8年12月31日までに製造（輸入販売）許可のあった医薬品を対象に、全面改定が行われた。

(5) 「家畜共済における臨床病理検査要領」の改定

本検査要領は、昭和53年に設定され、昭和62年に全面改定されたが、その後、検査機器の新たな開発及び臨床病理検査のかなりな進歩が認められたため、平成7年度及び8年度の2か年間に於いて、14名の検討員により検討会7回及び現地調査1回を開催して検討を行い、その改定版が平成9年3月25日付けで通達された。

(6) 農作物共済の水稲病虫害防止費補助金

水稲病虫害防止費補助金は、水稲病虫害事故除外方式の指定を受けた地域の全部又は一部をその区域に含む組合等に対し、昭和39年度から交付されている。水稲病虫害事故除外方式の地域指定に当たっては、病虫害防止のため必要な設備及び防除体制が整備され、病虫害の防止が適正に行われる見込みがある地域をその区域に含む組合等の申請に基づき、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定することとされており、指定を受けた地域では共済事故のうち病虫害（いねしらはがれ病菌、いねおうかいしゅく病菌、いねもみがれさいきん病菌、いねようしょうかつぺん病菌による病害を除く。）を共済事故としないこととされている。

る。

水稲病虫害防止費補助金の8年度における実績は、18県91組合等、4億8,117万円（1組合当たり529万円）となっている。

(7) 家畜共済の特定損害防止事業

家畜の共済事故による損害を防止し、共済、保険及び再保険事業の収支の安定を図るため、連合会の行う特定損害防止事業に交付金を交付しており、その対象疾病は、乳用牛については繁殖障害、ケトン病、金属異物性疾患、肝蛭症、乳房炎及びピロプラズマ症、肉用牛については繁殖障害、金属異物性疾患、肝蛭症、尿石症及びピロプラズマ症、馬については骨軟症である。平成8年度においては、全都道府県で、乳用牛127万頭、肉用牛69万3千頭、馬7千頭を対象に事業が実施され、8億1,964万円が交付された。

3 農業共済団体等の組織の現状及び
運営指導

(1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済団体等の組織の現状は、8年4月1日現在で組合等数745、うち組合429、共済事業を行う市町村316となっている。農業共済事業の効率の運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、45年度から組合等の広域合併を推進する事業が実施されており、その結果、事業区域の広域化が進展し、市町村の区域より広い組合等数は487（うち郡の区域を超える組合等数は104）となっている。

(2) 運 営 指 導

8年4月16日に都道府県主管課長及び共済担当者を集め、8年度における農業共済事業の運営方針について説明するとともに、農業共済団体等に対する指導を指示した。また、4月17日には連合会参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、事業別や地区別に都道府県及び連合会の担当者を集めた会議、組合等に対する検査の的確な実施を図るために検査を担当する都道府県職員を対象とした検査担当職員中央研修等、種々の会議・講習会を実施した。

4 事業の実績

(1) 農業共済再保険特別会計

この会計は、農業共済再保険特別会計法（昭和19年法律第11号）に基づき、国の行う農業共済再保険事業を経理するためのものであり、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定の6つの勘定に区分されている。8年度におけ

る各勘定の収支の概要は、次のとおりである。(計数は単位未満切捨てによる。)

ア 再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入87億136万円、預託金利息収入1億7,125万円の合計88億7,261万円であったが、他の勘定において再保険金支払財源に不足を生じなかったため繰り入れを要しなかったので支出は皆無であり、全額翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

イ 農業勘定

当勘定の収支は表12のとおりであり、収入1,466億7,093万円、支出1,465億4,209万円、差引1億2,883万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額1億2,883万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると差額はなかったため、このまま決算を結了した。

ウ 家畜勘定

当勘定の収支は表13のとおりであり、収入557億964

万円、支出323億8,659万円、差引233億2,304万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額163億7,244万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると69億5,060万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

エ 果樹勘定

当勘定の収支は表14のとおりであり、収入90億9,069万円、支出43億3,203万円、差引47億5,865万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額35億6,203万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると11億9,661万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定からの繰入金の償還に充てることとして決算を結了した。

オ 園芸施設勘定

当勘定の収支は表15のとおりであり、収入53億8,798万円、支出33億8,350万円、差引20億447万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額7億9,005万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると12億1,442万円の剰余となる。この剰余金は積立金として積み立てることとして決算を結了した。

カ 業務勘定

表12 8年度農業勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
再保険料	6,800,853
一般会計より受入	46,421,407
前年度繰越資金受入	139,201
借入金	93,307,881
雑収入	1,586
計	146,670,931
支 出 (B)	
再保険金	10,333,085
水稻病虫害防止費補助金	481,171
農業共済組合連合会等交付金	8,937,579
国債整理基金特別会計へ繰入	126,790,258
計	146,542,093
差引過不足金 (C = A - B)	128,837
次年度繰越未経過再保険料 (D)	128,837

表13 8年度家畜勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
再保険料	504,977
一般会計より受入	38,531,450
前年度繰越資金受入	16,316,128
雑収入	357,087
計	55,709,643
支 出 (B)	
再保険金	24,976,659
家畜共済損害防止事業交付金	819,636
農業共済組合連合会等交付金	6,590,299
計	32,386,594
差引過不足金 (C = A - B)	23,323,049
次年度繰越未経過再保険料等 (D)	16,372,441
積立金 (C - D)	6,950,608

表14 8年度果樹勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
再保険料	24,430
一般会計より受入	5,936,158
前年度繰越資金受入	3,077,060
雑収入	53,046
計	9,090,694
支 出 (B)	
再保険金	3,571,161
農業共済組合連合会等交付金	760,878
計	4,332,039
差引過不足金 (C = A - B)	4,758,655
次年度繰越未経過再保険料 (D)	3,562,039
再保険金支払基金勘定へ繰入 (C - D)	1,196,615

表15 8年度園芸施設勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
一般会計より受入	4,246,508
前年度繰越資金受入	809,206
雑収入	332,268
計	5,387,983
支 出 (B)	
再保険金	633,951
農業共済組合連合会交付金	2,749,555
計	3,383,506
差引過不足金 (C = A - B)	2,004,476
次年度繰越未経過再保険料等 (D)	790,054
積立金 (C - D)	1,214,421

表16 農作物共済・蚕繭共済・家畜共済・果樹共済・畑作物共済及び園芸施設共済の実績（8年産（度））

事業の種類				引 受 戸数等	引 受 面積等	共済金額	共 済 掛 金			共済金	再 除 保 金	
							総額 農家負担 国庫負担		国庫負 担割合			
						百万円	百万円	百万円	百万円	%	百万円	百万円
農 作 物 共 済				2,771千戸	1,950千ha	1,804,162	66,350	32,803	33,547	50.6	21,551	10,087
水 稲 共 済				2,650	1,775	1,732,006	56,671	28,336	28,335	50.0	6,000	55
陸 稲				5	1	403	84	42	42	50.0	164	108
	麦			116	174	71,754	9,595	4,425	5,170	53.9	15,387	9,925
蚕 繭 共 済				17千戸	78千箱	3,181	101	51	51	50.0	35	1
春 蚕				6	29	1,266	33	17	17	50.0	11	1
初 秋 蚕				5	21	807	23	12	12	50.0	12	0
晩 秋 蚕				6	29	1,108	45	22	22	50.0	12	0
家 畜 共 済				175千戸	5,366千頭	776,762	67,427	34,697	32,730	48.5	62,451	24,912
乳 用 牛				36	1,680	322,343	42,841	21,615	21,226	49.5	40,754	15,982
肉 用 牛 等				131	2,393	381,146	20,472	10,653	9,819	48.0	17,782	7,021
	馬			5	45	50,006	1,682	962	720	42.8	1,605	692
種 豚				3	156	8,158	1,280	776	504	39.4	1,110	553
肉 豚				1	1,092	15,110	1,151	691	460	40.0	1,201	664
果 樹 共 済				118,604戸	56,520ha	150,524	8,199	4,099	4,099	50.0	7,949	3,546
収 穫 共 済				113,058	54,792	141,324	8,095	4,047	4,047	50.0	7,895	3,545
	うんしゅうみかん			23,985	13,415	28,074	2,001	1,001	1,001	50.0	2,242	943
	な つ み か ん			1,513	802	1,955	144	72	72	50.0	229	126
	指 定 か ん き つ			11,812	5,991	14,075	976	488	488	50.0	805	119
	り ん ご			24,603	15,706	40,158	1,579	790	790	50.0	585	257
	ぶ ど う			9,288	2,410	8,649	445	223	223	50.0	259	77
	な し			14,289	5,890	25,523	1,183	591	591	50.0	1,743	1,047
	も も			5,246	1,294	5,935	354	177	177	50.0	200	61
	お う と う			2,888	519	1,752	137	68	68	50.0	373	239
	び わ			410	83	179	29	15	15	50.0	15	5
	か き			7,995	3,333	6,442	502	251	251	50.0	525	188
	く り			3,651	2,957	759	98	49	49	50.0	102	51
	う め			3,374	1,595	6,099	492	246	246	50.0	631	336
	す も も			1,692	269	854	85	42	42	50.0	158	96
	キウイフルーツ			2,163	431	805	67	33	33	50.0	26	—
	パインアップル			149	97	65	3	1	1	50.0	2	1
樹 体 共 済				5,546	1,728	9,200	104	52	52	50.0	54	1
	うんしゅうみかん			655	220	442	7	4	4	50.0	0	—
	指 定 か ん き つ			70	35	100	2	1	1	50.0	—	—
	り ん ご			547	206	1,180	13	7	7	50.0	9	—
	ぶ ど う			700	187	711	9	5	5	50.0	7	1
	な し			1,848	712	3,939	26	13	13	50.0	8	—
	も も			132	29	82	2	1	1	50.0	1	—
	お う と う			1,122	193	2,523	42	21	21	50.0	29	—
	か き			456	136	220	2	1	1	50.0	0	—
	く り			16	10	4	0	0	0	50.0	0	—
畑 作 物 共 済				90,578戸	172,708ha	130,834	9,483	4,267	5,215	55.0	7,950	696
	ば れ い し ょ			10,850	45,922	41,124	2,632	1,184	1,448	55.0	1,888	696
	大 豆			39,543	23,627	10,072	1,213	546	667	55.0	816	
	小 豆			10,968	20,126	11,888	2,284	1,028	1,256	55.0	1,221	
	い ん げ ん			4,731	13,199	5,639	827	372	455	55.0	478	
	て ん 菜			10,278	57,314	49,577	1,922	865	1,057	55.0	2,513	
	ホ ッ プ			748	429	1,422	84	38	46	55.0	20	
	さ と う き び			11,916	11,232	9,797	458	206	252	55.0	936	
	茶			1,544	858	1,314	62	28	34	55.0	78	
園 芸 施 設 共 済				703千棟	24,215ha	426,718	7,330	3,671	3,659	49.9	4,890	573

(注) 1 果樹共済の収穫共済のなつみかん及び指定かんきつは9年産であり、樹体共済は7年度引受に係る数値である。

2 引受戸数については、引受対象または引受期間ごとの数値を合算した延べ数である。

3 表中「—」は事実のないもの、「0」は表示単位に満たないものである。

表17 任意共済の実績 (8年度見込)

事業の種類	引受数	共済金額 百万円	共済掛金 百万円	事務費賦課金 百万円	支払共済金 百万円
任意共済		57,405,323	47,795	23,968	27,235
建物共済	6,588,607(棟)	56,292,407	34,406	22,538	25,183
農家建物損害共済	6,587,677	56,273,051	34,398	22,534	25,182
団体建物火災共済	930	19,357	8	4	1
農機具共済	799,870(台)	1,112,916	13,388	1,430	2,052
農機具損害共済	680,805	1,033,422	2,401	1,114	1,895
農機具更新共済	119,065	79,494	10,987(減価部分含む)	316	157(減価部分含まず)

当勘定の収入は一般会計より受入13億5,171万円、雑収入等2万円の合計13億5,173万円、支出は農業共済再保険業務費13億5,173万円であり、差引215円の剰余となる。この剰余金は翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

(2) 農業共済事業の実績

8年産(度)における農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の実績は、表16のとおりである(任意共済の実績については、表17のとおり)。

共済掛金は合計で1,605億円であり、このうち国庫負担は802億円、農家負担は803億円となっている。

災害のため、農家に支払った共済金は合計で1,085億円であった。

(3) 農業共済基金の事業実績

8年度における農業共済基金の事業実績は次のとおりである。

ア 自己資金

当期自己資金は、資本金56億円、積立金等25億9,546万円の計81億9,546万円であった。

イ 貸付

貸付金総額は、前年度より繰り越された29億3,159万円と、当期中に貸し付けた34億2,668万円の計63億5,827万円であり、貸し付けた農業共済団体等数は実数21、貸付件数は97件であった。

ウ 回収

回収金総額は29億9,743万円であった。この結果、当期末における貸付金残高は33億6,084万円となった。

エ 当期損益

当期における収入総額3億110万円に対し、支出総額は3億2,464万円で差引2,354万円の損失であった。

第6節 農林水産物の輸出入

1 農林水産物の輸出条件の整備

(1) 事業の趣旨

近年の輸入自由化を含む経済、社会の国際化の進展

に対応して真に農林水産業の国際化を図るためには、輸出の振興も重要な課題となっている。

しかし、農林水産物の輸出に当たっては、各国消費者の嗜好の把握、有効な販売手法の確立、輸出国の検疫条件等への適合など多くの課題が山積しており、個々の地方自治体や農林水産業団体等の努力だけでは対応しきれない状況にある。

このため、農林水産省においては各種の輸出促進対策を講じ、輸出関係者を積極的に支援していくとともに2、これを通じて農山漁村の活性化を図ることとしている。

(2) 事業内容

平成8年度において、各局庁で具体的に実施された輸出促進対策は以下のとおりである。

ア 輸出活動高度化促進事業(経済局)

海外の国際食品見本市への参加、小売店でのテスト販売において、実演、試食等による商品の紹介、マスメディアを利用したPR等の効果的な販売促進活動を実施し、我が国農林水産物の輸出販路の拡大・定着の推進を図った。

イ 輸出関連情報収集・提供基盤整備事業(経済局)

輸出を行うに当たって必要となる基礎的な諸外国の輸入制度、市場動向等の輸出関連情報を収集し、輸出関係者に情報を提供するための体制の整備を進めた。

ウ 農林水産物輸出促進特別対策(経済局)

輸出活動高度化促進事業等で実施する海外での販売促進活動に関し、購買者等の反応を調査し、問題点、改善点の分析等を行うとともに、海外輸出関連情報の統一的収集及び地方レベルの輸出関係者の組織化等を推進した。

エ 海外展開推進事業(食品流通局)

海外の百貨店、スーパーマーケット等に地域食品のアンテナショップを設置し、展示・販売、市場調査を実施し、現地のニーズの把握及び販路開拓を行った。また、アンテナショップに併せて現地にフードコンサルタントを設置し、消費者・実需者の要望等への的確な対応、現地の外食産業等との連携による継続的な展

表18 輸出振興予算の推移

事業名 (事業主体)	予算額		事業の概要
	7年度	8年度	
1. 輸出活動高度化促進事業費	50,861	47,154	国際食品見本市等での販売促進活動の実施による輸出販路の拡大・定着
2. 輸出関連情報収集・提供基盤整備事業費	9,737	9,463	輸出関連情報を収集し、提供するための体制の整備
3. 農林水産物輸出促進特別対策	56,146	55,957	海外の輸出関連情報を統一的に収集
(1) 農林水産物輸出関連情報海外調査事業費	18,033	18,033	
(2) 農林水産物輸出振興体制整備等推進費	1,895	1,706	
(3) 輸出促進手法改善検討・普及事業費	36,218	36,218	地方レベルにおける輸出関係者の組織化の推進 海外で行う販売促進活動の問題点・改善点を分析し、有効な販売促進活動のあり方を提案
4. 海外展開推進事業費	192,092	192,092	海外現地百貨店等で短期アンテナショップを開催するほか、現地にフードコンサルタントを設置し海外市場開拓を推進
5. 果実需給安定対策推進指導費のうち果実輸出振興対策推進費	3,544	3,544	既輸出先市場への安定供給、新市場の開拓及び国産果実の優位性を強調した消費宣伝の実施等のための協議会の開催等
6. 検疫対象重要病害虫特別対策費	8,535	8,542	諸外国が特に重要とする病害虫の処理技術の確立による輸出検疫条件の整備
7. 輸出果実検疫条件クリアー実証事業費	28,088	25,279	諸外国が特に重要とする病害虫の無発生地域の実証等による輸出検疫条件の整備
8. 新市場開拓推進事業費	4,369	3,932	水産缶詰等の加工品について海外での市場開拓を推進するため試食展示会開催等の普及啓発活動を実施

開を行った。

オ 果実輸出振興対策推進費（農産園芸局）

我が国果樹農業の活性化を図るためには、果実の輸出振興が極めて重要であることから、海外市場への安定的供給及び品質面での優位性を前面に出した効率的消費宣伝の実施等のため、果実輸出振興対策協議会を設置して輸出用果実の生産、出荷及び販路拡大方策等についての協議等を実施した。

カ 輸出果実検疫条件クリアー実証事業（農産園芸局）

(ア) うんしゅうみかん検疫条件クリアー技術実証事業
ミカンバエ調査用トラップの効果の実証調査を行うとともに、九州におけるかんきつかいよう病無病園地新設技術及びカイガラムシ等殺虫技術を確立した。

(イ) りんご等重要病害虫クリアー実証調査事業

りんご、なし、ぶどう等果実病害の無発生地域を実証展示するとともに、果実病害虫の発生生態調査を行った。

キ 検疫対象重要病害虫特別対策（農産園芸局）

果実の輸出検疫上の重要病害虫について、完全な検疫措置の基本となる殺虫技術を確立し、輸出検疫条件の整備を図った。

ク 新市場開拓推進事業（水産庁）

水産缶詰等の加工品について海外での市場開拓を推進するため試食会の開催等の普及・啓発活動を実施し

た。

2 関税（平成9年度当省関係品目の改正概要）

(1) 9年度の関税率等の改正の概要

9年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。まず、8年9月17日、大蔵大臣から、「最近における経済情勢の変化に対応し、関税率等をいかに改めるべきか」について関税率審議会に諮問され、これを受けて、8年11月29日の調査部会および8年12月18日の同部会の審議を経た後、8年12月18日の関税率審議会総会で答申された。その後、この答申に基づき、「関税定率法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、9年4月1日（一部は9年10月1日）から施行された。

(2) 農林水産関係品目の関税改正の概要

砂糖の関税引下げについて（表19参照）

砂糖は、さとうきび、てん菜等を原料とする甘味料であり、化学的には、ぶどう糖と果糖からなる二糖類で、ショ糖という名称になっている。さとうきびから粗糖が製造されるが、粗糖には不純物が多く含まれており、さらに精製され、精製糖（上白糖、グラニュー糖等）として消費される。

我が国の砂糖価格は、近年低下傾向にあるものの、欧米諸国と比較すると、なお相当程度の内外価格差があり、消費者、食品製造業者等のユーザー及び砂糖業

表19 砂糖の関税率の改正

税 番	品 名	現 行 税 率	改 正 案
1701.11-1(1) 1701.12-1	粗糖 (甘しゅ糖, 糖度98.5度未満) 分みつ糖 粗糖 (てん菜, 糖度98.5度未満)	20円/kg (基本税率)	15円/kg (基本税率)
1701.11-2 1701.12-2 1701.99-2	粗糖 (甘しゅ糖, 糖度98.5度以上) 粗糖 (てん菜糖, 糖度98.5度以上) 精製糖 (糖度99.5度以上)	35.5円/kg (基本税率)	32円/kg (基本税率)
1701.91	香味・着色糖	58.74円/kg (暫定税率) ↓ 平成12年度 53.98円/kg	55.24円/kg (暫定税率) ↓ 平成12年度 50.48円/kg
1701.99-1	氷・角砂糖等	58.74円/kg (暫定税率) ↓ 平成12年度 53.98円/kg	55.24円/kg (暫定税率) ↓ 平成12年度 50.48円/kg
1702.90-1ex	その他の砂糖 分みつ糖	32.4% (暫定税率) ↓ 平成12年度 29.8%	30.9% (暫定税率) ↓ 平成12年度 28.3%
1702.90-2ex 2106.90-2 (2)A ex	砂糖水 分みつ糖のもの 糖水 分みつ糖のもの	32.4%又は25円/kgのうちいずれか 高い税率 (暫定税率) ↓ 平成12年度29.8%又は 23円/kgのうち いずれか高い税率	30.6%又は22.6円/kgのうちいずれか 高い税率 (暫定税率) ↓ 平成12年度28.0%又は 20.6円/kgのうち いずれか高い税率

(注) 糖価安定法上、粗糖は糖度98.5度未満、精製糖は糖度98.5度以上とされており、関税率の水準もこれに合わせたものとしている。

界からの要請に応え、内外価格差を縮小させるために、粗糖関税を引き下げることとした。

なお、今回の関税引下げを議論した関税率審議会調査部会において、「粗糖関税については、砂糖の内外価格差を計画的に縮小するため、平成10年度においても、平成9年度と同程度の引下げについて検討を行い、早急に当部会に諮るよう要望する。」との附帯決議がなされた。

(3) その他の主な品目の関税改正の概要

ア 個別品目の関税率の引下げなど

(ア) 発泡酒の関税引下げ

発泡酒については、従来、輸入がほとんどなかったため、独自の税目細分がなく、「その他の発酵酒」に含まれていた。他方、平成6年から、酒類の生産技術の進展や消費形態の変化等を背景として多様な商品が提供され、消費が順調に伸びてきている。輸入についても、「その他の発酵酒」のうちかなりの割合を占めるようになってきている。かかる状況を踏まえ、平成9年

度以降「その他の発酵酒」の中に発泡酒に対応する税目細分を設定し、関税率については、内外価格差、国内産業事情等を総合的に勘案して、引き下げることとした。

(イ) ジュート製の糸及びひもの関税撤廃

リノリウムの関税撤廃

マグネシウムの基本税率の撤廃

これらは、いずれも国内生産が行われておらず、再開される見込みもない品目であり、関税の撤廃を行うこととした。

ジュート製の糸及びひものは、現行基本税率5%を無税にする。

リノリウムは、現行基本税率4.6%を無税にする。

マグネシウムは、現在、実行税率は既に無税(暫定税率)になっているが、この暫定無税を基本無税にする。

イ 暫定税率の適用期限の延長

9年3月31日に暫定税率の適用期限が到来する関税

表20 9年度の関税割当数量一覧表（農林水産省所管品目）

1. 従来からある品目

品 名		1次税率	2次税率	割 当 数 量	
				8年度	9年度
ナチュラルチーズ		無税	32.4%	53.0 (25.5) ＜1,000トン＞	56.3
とうもろこし	コーンスターチ用（水あめ、 ぶどう糖、異性化糖等）	無税	50%又は 12円/kgの高い方	3,896.6 (2,040.2) ＜1,000トン＞	3,951.0 (2,077.6) ＜1,000トン＞
	単体飼料用 (加熱圧ぺん)			206.3 (105.4) ＜1,000トン＞	93.7 (62.4) ＜1,000トン＞
	単体飼料用 (丸粒)			324.0 (166.3) ＜1,000トン＞	298.1 (153.5) ＜1,000トン＞
	特定物品用（蒸留酒、コーン フレーク等）			95.2 (51.1) ＜1,000トン＞	100.9 (49.7) ＜1,000トン＞
	その他用（ビール、菓子、み そ等）	10%		290.5 (149.8) ＜1,000トン＞	300.8 (155.6) ＜1,000トン＞
麦芽		無税	23.15円/kg	820.8 (439.0) ＜1,000トン＞	808.6 (428.3) ＜1,000トン＞
アルコール製造用糖みつ		無税	16.65円/kg	36.5 (19.3) ＜1,000トン＞	36.8 (20.6) ＜1,000トン＞
無糖ココア調製品（チョコレート製 造用）		無税	23.2%	18.7 ＜1,000トン＞	18.7 ＜1,000トン＞
トマトピューレ・トマトペースト（ト マトケチャップ・トマトソース製 造用）		無税	20.0% あるいは 18.0%	40.0 ＜1,000トン＞	36.0 ＜1,000トン＞
パイナップル缶詰		無税	36円/kg	74.8 ＜1,000トン＞	50.0 ＜1,000トン＞

2. 関税化に伴い新設された品目

品 名		1次税率	2次税率	割 当 数 量	
				8年度	9年度
脱脂粉乳	学校等給食用	無税	431円/kgあるいは 462.5円/kg	7,264.0 ＜トン＞	7,264.0 ＜トン＞
	学校等給食用以外	無税 25% 35%	23.2%+431円/kg～ 32.4%+462.5円/kg	74,973.0 ＜トン＞	74,973.0 ＜トン＞
無糖れん乳		35% 30%	23.2%+276.5円/kg あるいは 27.8%+554円/kg	1.5 ＜1,000トン＞	1.5 ＜1,000トン＞
ホエイ等	ホエイ及び調製ホエイ（配合 飼料用）	無税	32.4%+462.5円/kg あるいは 32.4%+747.5円/kg	45.0 ＜1,000トン＞	45.0 ＜1,000トン＞
	ホエイ及び調製ホエイ等（乳 幼児用調製粉乳製造用）	10%	32.4%+435円/kg～ 32.4%+1,113.5円/kg	25.0 ＜1,000トン＞	25.0 ＜1,000トン＞
	無機質を濃縮したホエイ	25% 35%	32.4%+462.5円/kg あるいは 32.4%+747.5円/kg	14.0 ＜1,000トン＞	14.0 ＜1,000トン＞

バター及びバターオイル		35%	32.4%+1,072円/kg あるいは 32.4%+1,261円	581.0 〈トン〉	581.0 〈トン〉
調整食用脂	ニュー・ジーランドを原産地とするもの	25%	32.4%+1,261円/kg	11,550.0 〈トン〉	11,550.0 〈トン〉
	その他のもの			7,427.0 〈トン〉	7,427.0 〈トン〉
その他の乳製品		12%～35%	23.2%+58.5円/kg～ 32.4%+1,261円/kg	126.50 〈1,000トン〉	128.36 〈1,000トン〉
雑豆		10%	385.5円/kg	120.0 (44.6) 〈1,000トン〉	120.0 (47.0) 〈1,000トン〉
でん粉、イヌリン及びでん粉調製品		無税 16% 25%	129.5円/kg	175.4 (87.7) 〈1,000トン〉	175.4 (87.7) 〈1,000トン〉
落花生		10%	671.5円/kg	75.0 〈1,000トン〉	75.0 〈1,000トン〉
こんにゃく芋		40%	3,042.5円/kg	267.0 〈トン〉	267.0 〈トン〉
菌		無税	2,745.5円/kg	2.2 〈1,000トン〉	2.5 〈1,000トン〉

(注) 1. 関税割当数量欄の () 内の数字は当該年度の上期の関税割当数量である。

2. 脱脂粉乳、ホエイ等、バター及びバターオイルの「2次税率」には、農畜産業振興事業団が徴収するマークアップを含む。

暫定措置法別表第1に掲げる品目は、税率の改正を行う品目を除き総計157品目であるが、これらについては、9年度においても引き続き現行税率を継続することとした。

(4) 政令、省令の改正の概要

ア 関税暫定措置法施行令の改正（特惠関税制度に係る改正）

(ア) 累積原産地制度の適用国の追加

現在、日本は、東南アジア諸国連合（以下「アセアン」）に加盟している国に対する特惠関税の適用に当たって、累積原産地制度を採用している。

この累積原産地制度とは、アセアンに加盟している国を1つの国とみなして原産地の認定を行い特惠関税を適用するという制度で、本制度は、53年度の関税改正において導入され、現在の適用対象国は、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの6か国となっている。

平成7年7月に、ヴィエトナムがアセアンに加盟し、8年6月に同国から累積原産地制度の適用について希望がなされ、これを受けて同国の原産地証明体制の整備状況の確認等の作業を行った結果、同国を累積原産地制度の対象国とすることが適当とされたことから、同国を累積原産地制度の適用対象国に追加することとした。

(イ) 特惠受益国の追加指定

日本の特惠関税は、

- ① 経済が開発の途上にあること
 - ② 国際連合貿易開発会議 (UNCTAD) の加盟国であること
 - ③ 我が国の特惠関税の供与を希望していること
 - ④ 特惠関税を供与することが適当であること
- という要件を満たし、政令で指定した国に対して供与することとされている。

最近では、7年度の関税改正において、旧ソ連諸国の一部であるアルメニア等13か国に対して供与したほか、昨年度改正においては、旧ソ連諸国のうちウズベキスタン、タジキスタン及びキルギスの3か国に対して供与したところである。

今般、特惠供与の希望が示されていたアゼルバイジャン、エリトリア、パラオ、仏領ポリネシア地域、マーシャル及びミクロネシアの6か国（地域）について、これらの国（地域）が前述の他の要件に合致するか検討した結果、特段の問題もなかったことから、これら6か国（地域）を特惠受益国に追加することとした。また、従来、特惠受益地域に指定されていた太平洋信託統治地域については、同地域に含まれていたパラオ、マーシャル及びミクロネシアが独立し信託統治が終了したこと並びにパラオ等については、今回の改正において特惠受益国に追加したことに伴い、同地域についての指定を取り消すこととした。